

【基本目標3】

一子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備一

施策の方針①

『次代の親の育成』

- ◎家庭、子育てを考える場や乳幼児とふれあう機会の充実
- ◎中高生の育児体験
- ◎若年者の自立に向けた職場体験

【現状と課題】

将来親になる世代に対して、子育ての意義や親の役割、男女が相互に協力して家庭を築くことの重要性などについて理解を深める教育が求められています。

赤ちゃんとはふれあう機会がないまま親になる人が増えているという現状から、子どもを生み育てることの大切さ、生命の大切さを学ぶ環境づくりが必要です。

各学校において、家庭科を中心に「家族の協力」「家族とのふれあい」等の大切さについて、道徳では「生命の尊さ」や「自他の生命を尊重すること」について学習します。職場体験学習の事業所として地域の保育所や幼稚園を組み込み、地域や社会と家庭が連携して子どもを生み育てていく体験を充実します。

「命の教育」が重要視されており、より積極的に子どもを生み育てることの意義や確かな職業観についての学習を市全体で積極的に進める必要があります。

【地域（事業所）や家庭の取組】

- 職場体験学習のための児童、生徒を積極的に受け入れ、職場体験をとおして働く人の姿に触れる支援をしましょう。

【行政の取組】

◆子どもを生み育てることの意義に関する教育・啓発の推進

児童生徒が子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもの命の大切さを理解できるようにするために学校の家庭科や保健・体育などの教科学習や、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等において、家族の意義や家庭に対する情意面の醸成に資する学習活動に取り組みます。

◆中学生等が乳幼児とふれあう機会の拡充

公立中学校で行う職場体験学習などを通し、子育ての意義や大切さを理解できるよう学校と地域にある保育所や幼稚園の乳幼児とのふれあい交流を深めます。

◆若年者の不安定な就労（フリーター）増加等に対する進路指導の充実を図るための職業意識の啓発や職業体験などの実施

- ① 各中学校では、職場体験学習等を実施し、実際に働いている人々の生き方にふれる場を設け、社会における大人の責任や役割等から、自分が大人・親になった時の姿を意識できるようにします。
- ② 各学校において、生き方についていろいろな人々の体験を児童生徒に聞かせ、生きていく大切さを学ぶ機会をつくります。

◆職場体験学習

市内7中学校で実施しています。市内企業等の協力を得て、中学生が数人に分かれ職場訪問をし、各職場業務を体験することにより、社会的自立に向けた意識の高揚を図ることを目的としています。今後も継続して、中学生の職場体験学習を進めます。



（職場体験風景）

＜次代の親の育成 -目標事業量一覧-＞

施策項目	現状事業量	目標事業量 (H27～31年度)	関係機関等
職場体験学習	7中学校	7中学校	学校教育課

施策の方針②

『幼・保・小の連携』

- ◎研修会の開催
- ◎小学校との連携
- ◎幼保小連絡会の開催

【現状と課題】

近年、核家族化や少子高齢化が進み、家庭や地域の子育て力の低下や社会的環境の著しい変化の中で、子どもたちの幼児期からの成長過程において、コミュニケーション力の欠如、規範意識の低下等様々な課題が生じています。

特に、小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞かないなど、いわゆる「小1プロブレム」といわれる事象が見られるようになりました。

こうしたことから、幼児期の子どもたちの健やかな成長を保障していくためには、保育所・幼稚園等と小学校が連携することが必要であり、就学前保育・教育と小学校教育の連続性と学びの基礎力の育成が重要となります。

【地域（事業所）や家庭の取組】

- 幼児期の教育と小学校教育の連続性が不可欠であることから、保育所、幼稚園や認定こども園では、幼保小の合同研修会に参加し保育者や幼稚園教諭と学校教員が相互に理解を深め連携し情報の共有を図りましょう。

【行政の取組】

◆教育・保育の質向上支援事業

就学前児童の保育や教育の充実のため、市内すべての保育所、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設の代表の保育士、幼稚園教諭等を対象とした研修会を開催します。

◆小学校との連携

保育所については、小学校の子どもや職員間の交流など積極的な連携に取り組むことを奨励するとともに、就学に際し、子どもの育ちを支えるための資料として「保育所児童保育要録」を小学校へ提出します。

また、幼稚園や認定こども園についても、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図ります。

◆幼保小連絡会の開催

小学校ごとの幼保小連絡会を開催し、来年度の入学予定児童についての情報交換や連携推進に関する協議を行ったり、各小学校からも入学予定児童の在籍している保育所等に出向き、情報交換を図っていきます。

《幼保小の連携 -目標事業量一覧-》

施策項目	現状事業量	目標事業量 (H27～31年度)	関係機関等
教育・保育の質向上支援事業	なし	年3回	子育て支援課

施策の方針③

『子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備』

- ◎確かな学力を身に付けるための教育内容の充実
- ◎豊かな心の育成
- ◎健やかな体の育成
- ◎地域に開かれ確かな絆で結ばれた特色ある学校づくり
- ◎幼児教育の質の向上

【現状と課題】

義務教育は、子どもたち一人ひとりが、自立した個人として、変化の激しい社会を、心豊かに、たくましく生き抜いていく基盤となる力を育成する重要な役割を担っています。そのため、学校は、家庭や地域社会と連携し、知・徳・体のバランスのとれた質の高い教育を提供し、安心して子どもを託すことのできる環境の整備が求められます。

さらに、保護者や地域との連携の強化を図り、地域に開かれ信頼される学校づくりが求められます。幼児期は、生涯にわたる人格形成及び義務教育の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、幼稚園等における幼児教育の充実を図るとともに、質の高い幼児教育・保育を総合的に提供するための条件整備が求められます。

【地域（事業所）や家庭の取組】

- 保育所、幼稚園や認定こども園において、児童の「生きる力」を身に付けるための教育内容の充実を図りましょう。
- 地域ぐるみで学校を支援し学校行事や学校訪問に積極的に参加しましょう。

【行政の取組】

◆確かな学力を身に付けるための教育内容の充実

学習指導要領の着実な実施とフォローアップに取り組み、児童生徒が主体的に学ぶ魅力ある授業の創造を目指します。また、個に応じた指導の充実と学ぶ意欲の育成を図ります。ふるさと教育、外国語活動、キャリア教育を推進します。

◆共感的人間関係を育てる心の教育

朝の読書や「本を読もうよ（夜）、読まない（night）」運動を通して、家庭で読書に親しむ機会を充実させ、感性を磨き、豊かな人間性を育てます。現在多くの学校でグループよみ聞かせが発足し、運動を推進しています。今後も継続していきます。

◆学校評議員制度

学校評議員は、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進するため、校長の求めに応じ、学校運営や教育活動、学校と家庭や地域社会との連携について、意見を述べることができます。現在は、各小中学校にそれぞれ3～5名委嘱しています。

◆宇佐市適応指導教室（せせらぎ教室）

不登校の児童・生徒を、集団生活に適応できるように支援し、学校復帰をめざした活動を行っています。今後も不登校の児童・生徒をサポートする事業として継続します。



◆宇佐市立小学校小規模特認校制度

緑豊かな自然環境に恵まれた小規模校で、心身の健やかな成長を図り、体力づくりを目指します。そして、自然に触れる中で豊かな人間性を培い、明るく伸び伸びとした教育を行います。そうした教育環境を希望する、保護者及び児童に区域外就学を認める制度です。

現在、西馬城小学校で実施しており、平成26年度は7名の児童が利用しています。今後も、自然豊かな環境で健全な児童の育成を進めるため、継続して行います。

◆教育何でも相談

教育委員会学校教育課内に窓口を設置しており、「不登校に関すること」、「非行や怠学に関すること」、「いじめに関すること」などについて、小学生、中学生、保護者、教職員を対象とした相談事業を行っています。今後も継続して行います。

《子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ー目標事業量一覧ー》

施策項目	現状事業量	目標事業量 (H27～31年度)	関係機関等
共感的人間関係を育てる心の教育	適宜	適宜	学校教育課
学校評議員制度	小中学校 各3～5名	小中学校 各3～5名	
宇佐市適応指導教室（せせらぎ教室）	毎日	毎日	
宇佐市立小学校小規模特認校制度	H26年度 7名利用	適宜	
教育何でも相談	窓口1カ所	窓口1カ所	

施策の方針④

『地域や自然と密着した教育力の向上』

- ◎遊びを通じた自然体験教育
- ◎地域の教育力の向上
- ◎異年齢交流教育
- ◎歴史と伝統を次代に継承する教育

【現状と課題】

本来、子どもは地域で様々な異年齢間の交流、地域の祭りや行事などの様々な体験に触れることで感動したり、驚いたりしながら成長していくものです。

しかしながら、近年、子どもたちを取り巻く社会環境が急激に変化し、少子化・核家族化等が進んだことにより、家庭や地域では人間関係が希薄になり、家庭・地域の教育力の低下を生み出しました。

そこで、家庭や地域の教育力を向上させるためには、地域の人々が互いに子育ての知識や経験を活かして地域社会全体で子育てを支援していくことが必要です。子どもの豊かな心やたくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を育むためにも、計画的に様々な体験教育や交流教育を提供する必要があります。

【地域（事業所）や家庭の取組】

- 地域住民がボランティア活動等をとおり、子どもたちの活動を支援しましょう。
- 地域の伝統文化や様々な地域活動を子どもたちに伝承していきましょう。

【行政の取組】

◆宇佐子ども体験教室

宇佐子ども体験教室は、農泊体験や職場体験、科学体験など様々な体験活動を通して社会教育の知識を学び、他校の児童や地域の方との触れあいを通じて、心豊かな感性を持った子どもを育てることを目的としています。現在は、四日市公民館を拠点として年8回実施し、地域の方の協力を経て体験学習を進めます。

◆学校支援地域本部事業

地域住民がボランティア講師として、授業や部活動、学校行事の支援、登下校の見守りなど、学校の様々な教育活動を支援する仕組みである「学校支援地域本部事業」の取り組みについて、継続して取り組み、地域の教育力向上を図ります。現在は7中学校区全ての小中学校で取り組んでいます。

◆放課後児童健全育成事業（放課後チャレンジ教室）（再掲）

放課後や週末などに公民館や小学校の余裕教室等を活用して、子どもの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域住民の協力を得て、学習や様々な体験・交流活動などに取り組む活動で、現在は6ヶ所で実施しています。

以前は体験学習型の「放課後子ども教室」と補充学習を行う「学びの教室」とで実施していましたが、一本化して「放課後チャレンジ教室」となりました。今後は、「放課後チャレンジ教室」の増設に向けて調査を進めるとともに、「放課後児童クラブ」と連携した総合的な放課後対策「放課後子どもプラン」についての推進充実に努めます。

◆宇佐市教育の日

市内小中学校において、毎月19日を「宇佐市教育の日」とし、広く市民に授業等の公開を行い、教育について関心をもってもらうとともに、地域・家庭・学校の三者が深く連携し、地域に開かれた学校づくりを進めています。地域と家庭と学校を結ぶ事業として、今後も実施します。

◆文化財愛護少年団等

地域の少年団や子ども会によって様々な歴史的文化を体験し、継承していく活動を行っています。

① 宇佐文化財愛護少年団の活動

宇佐神宮の夏越祭り（御神幸祭）で神輿に随行する稚児行列として参加しています。また、宇佐神宮の歴史学習や清掃奉仕などを実施することで、郷土宇佐や文化財の愛護及び心身の健全なる育成を目指します。

② 和間文化財愛護少年団の活動

宇佐神宮の夏越祭り（御神幸祭）や仲秋祭（放生会）において、笛や太鼓などを奏でながら進む道行囃子を継承しています。特に、仲秋祭は宇佐神宮から和間神社まで片道約8kmの道のりを歩きながら演奏します。このように伝統文化の継承を通じて、文化財の愛護及び心身の健全なる育成を目指しています。

③ 天津文化財愛護少年団の活動

県指定史跡京徳遺跡（弥生時代終末期）、二葉山神社、JR天津駅等の清掃を毎月行っています。文化財や地域住民の公共の場を大切にすることで、郷土愛や文化財の愛護及び心身の健全なる育成を目指しています。

④ 麻生神楽

麻生神楽は、明治 40 年に「井の川神楽社」として結成されました。現在「郷土芸能保存会麻生神楽」として小学生から 66 歳までの麻生地区民により、地元の御祖神社、下麻生神社、上麻生神社での奉納や各種イベントに参加しています。この活動を通して子ども達の文化財の愛護及び心身の健全なる育成を目指しています。

⑤ 高家神楽

高家神楽社では、平成 19 年に後継者育成のため「高家神楽少年社員育成会」を結成し、現在 15 名の参加があります。活動をとおして郷土愛の形成のほか、豊かな感性と健全な精神修養を目指しています。

⑥ 長峰子ども神楽

長峰子ども神楽は、神楽の伝承をとおして、地域の人達との交流を深め、社会性を身につけ、情緒豊かな子どもの健全育成を目指しています。

⑦ 辛島地区子ども会「浦安の舞」

辛島地区の子ども会で結成した「浦安の舞」クラブです。「地元根付くような伝統的な芸能を」と、平成 6 年から宇佐神宮の指導を受けて始めました。現在では泉神社の例祭（春・秋）での奉納や、各種イベント等での披露をしています。

⑧ 宮熊子ども会

宮熊地区には、子どもたちが麦わらで神輿を作り、地区内をくまなく練り歩いて無病息災・豊作祈願を行う「夏の子ども神輿」が伝わっています。このように、伝統行事の継承を行うことで、郷土愛と文化財愛護精神の育成を目指しています。

⑨ 下城井子ども会

毎月一回、下城井地区内に存在する市指定史跡城井一号掩体壕公園等の清掃活動に取り組んでいます。この活動をとおして、郷土愛の育成と平和の尊さを学んでいます。

⑩ 院内童龍太鼓

和太鼓の技術の向上を目指すとともに、礼節・チームワークの大切さを学び、さらに太鼓の歴史を知り、地域で育った太鼓文化に誇りを持つことで太鼓を愛し、地域を愛する心を育みます。

《地域や自然と密着した教育力の向上 -目標事業量一覧-》

施策項目	現状事業量	目標事業量 (H27～31 年度)	関係機関等
宇佐子ども体験教室	年 8 回	年 8 回	社会教育課
学校支援地域本部事業	7ヶ所	7カ所	
放課後チャレンジ教室	6か所	10か所	
宇佐市教育の日	毎月 1 回	毎月 1 回	学校教育課
文化財愛護少年団等	少年団 3 団体 他 7 活動	少年団 3 団体 他 7 活動	社会教育課



(神楽風景)



(放課後チャレンジ教室風景)



(子ども体験教室風景)

施策の方針⑤

『子どもを取り巻く有害環境対策の推進』

◎地域や関係機関等の連携による社会環境づくり

【現状と課題】

子どもを取り巻く社会環境は、子どもの人格形成に強い影響を及ぼしており、性的感情を刺激し、粗暴性、残虐または犯罪の誘発を助長するおそれのある出版物、ビデオ、ゲームソフトや深夜営業の店舗などは、しばしば非行や問題行動の誘因ともなっています。

また、近年のインターネットの普及などに伴う様々な情報の氾濫などにより、子どもが犯罪被害に巻き込まれたりして、事件を起こしてしまう場合も見られます。

このような中、健全育成協議会等関係機関が一体となって、商業施設等へ子どもに悪影響を及ぼす商品を陳列しないよう要請活動を行うなど、よりよい健全な社会環境づくりを目指していくことが必要です。

【地域（事業所）や家庭の取組】

- PTA等で保護者のインターネット犯罪に関する勉強会を実施し理解を深め、子どもが犯罪被害に巻き込まれないようにしましょう。
- インターネット上の有害な情報から子どもたちを守るため、家のパソコンや携帯電話に「フィルタリング」（有害サイトアクセス制限サービス）サービスを利用しましょう。

【行政の取組】

◆有害環境浄化活動の推進

関連業界、店舗等に取り組みの周知、協力の促進と、学校、家庭、地域及び警察署等関係機関、関係団体との連携強化を図ります。

＜有害環境浄化活動の推進 ー目標事業量一覧ー＞

施策項目	現状事業量	目標事業量 (H27～31年度)	関係機関等
関連店舗等に取り組みの周知、協力の促進	なし	20店舗	社会教育課・市役所
関係各機関との連携強化	連絡会議等実施	連絡会議等実施	

施策の方針⑥

『読書活動推進のための環境整備』

- ◎子どもが読書に親しむ機会の提供
- ◎図書資料の整備・充実
- ◎学校・ボランティアなどの連携・研修

【現状と課題】

平成 11 年 2 月に宇佐市民図書館がオープンし、乳幼児から高齢者までだれでも気軽に楽しく利用できる「市民の図書館」をめざして活動しています。現在、年間およそ 23 万人の入館者があり、人と人との出会い、学び合う場所となっています。

子どもの頃の読書は、生涯の読書の基礎になります。知ることの喜びをとおして好奇心と可能性を育て、多くの本との出会いをとおして豊かなところを育み、すばらしい大人へと成長していきます。

このため、「本を読もうよ（夜）、読まない（night）」をキャッチコピーとして、「第 2 次宇佐市子ども読書活動推進計画」を策定し図書館資料を充実させ、関係機関、団体との連携を強化しながら読書推進に取り組んでいます。

また、子どもの読書に関心のある方を対象にした資料や研修等の充実に取り組んでいます。

【地域（事業所）や家庭の取組】

- 各小中学校の読み聞かせサークル等で多くの本の読み聞かせを行い、本の楽しさや面白さを伝えましょう。
- 保育所、幼稚園、認定こども園や家庭で読書に親しむ機会をつくりましょう。
- 移動図書館での利用を図りましょう。

【行政の取組】

図書館を中心に様々な活動をしています。子どもや保護者にも本に接する機会をより多く持ってもらうために、今後も上記事業を継続して行うとともに広報や研修等の活動を推進します。

◆こどもカウンターの設置

こどもスペースのカウンターに、子どもの本を紹介した大人向けの図書を揃えています。

◆赤ちゃん絵本コーナーの設置

こどもスペースの一部に、0～2歳の小さな子どもを対象にした絵本を揃えています。

◆子育て支援コーナーの設置

新着資料棚の横に、名づけから入園程度までの新しい育児書を揃えています。

◆雑誌コーナー

子育て支援情報誌も置いています。

◆おはなし会（読み聞かせ事業）

幼児、児童に本への関心を高めてもらうために、図書館職員（月1回）やボランティア団体（月1～3回）により実施しています。

◆上映会

子ども向けアニメの上映を行っています。

◆自動車図書館の巡回

図書館から離れた地域などを巡回します。ステーション数27（小学校22、公民館2、団地3）。

◆広報紙の発行

図書館だより「みんと」、こどもスペースだより「こどもんと」、自動車図書館だより「森のひろば」を各紙月1回発行しています。

◆団体貸出

市内の学校（学級）、地域文庫、サークルなどに30日間60冊貸出します。

◆小学一年生図書館利用案内

小学校に出向き、図書館の利用についてのルールを、紙芝居などを使って紹介をしています。

◆小、中学校へ学級を対象とした出前ブックトーク

あるテーマに添って何冊かの本を読みたくなるように紹介します。

◆夏の教室など

夏休み期間中に小学校高学年生を対象に、一日図書館職員体験や工作教室など、毎年違った教室を開催しています。

《読書推進活動のための環境整備 -目標事業量一覧-》

施策項目	現状事業量	目標事業量 (H27～31年度)	関係機関等
おはなし会	60回 500人	60回 700人	図書館 ボランティア
上映会	100回 1,300人	100回 1,500人	図書館
自動車図書館の巡回	400回 7,000人	400回 7,000人	
広報紙の発行 「みんなと」「こどもん」と「森のひろば」	各紙月1回発行	各紙月1回発行	
団体貸出	53団体 23,000冊	60団体 25,000冊	
小学一年生図書館利用案内	17校 19クラス	全新年生	
小、中学校学級を対象としたブックトーク	8校 11回	15回	
夏の教室など	7回 63人	7回 100人	
児童図書の購入	年 2,400冊	年 2,500冊	



(図書館読み聞かせボランティア風景)



(自動車図書館風景)

【基本目標 4】

一子どもを安全に、安心して育てられるまちづくりー

施策の方針①

『良好な居住環境の確保』

◎住環境の整備

【現状と課題】

本市の公営住宅については、公営住宅ストックの約8割が、昭和40、50年代に建設されていることから、老朽化が懸念される一方で、低所得者層を中心に家賃の低廉な住宅への入居希望が多い状況です。

そのため、平成24年3月に策定した宇佐市公営住宅等長寿命化計画に基づき、建て替えや再編成、修繕など市民ニーズや地域バランス、施設の状況等に応じた住宅の整備が求められます。

一般の建築物については、耐震性に問題がある住宅や老朽化した危険な空き家、アスベストが残存する建築物などが存在することから、耐震診断・改修、老朽危険空き家除去、アスベスト分析調査などの安全・安心な住環境の整備を促進する取り組みが求められています。

また、定住促進の観点からも空き家改修支援や定住促進住宅の整備等による住環境の整備が求められています。

【地域（事業所）や家庭の取組】

- 公共の場所はきれいにしましょう。
- 地域の人々が安全に集える公園の整備をしましょう。

【行政の取組】

◆住環境の整備

① 公営住宅の整備

公営住宅については計画的な建替えを行い、バリアフリー化、ユニバーサルデザインを導入し、良好な環境の住宅整備を推進していきます。

② 一般建築物（民間住宅など）の耐震診断・改修支援

一般の建築物（民間住宅など）については、耐震診断・改修、老朽危険空き家除去、アスベスト分析調査等を促進し安全・安心な住環境の整備に努めます。

③ 定住促進住宅等の整備

定住促進住宅の整備や空き家改修の支援、若者の住宅新築・購入の支援等により、周辺地域における住環境の整備に努めます。

④ 家族支えあい住宅建設奨励金

親子等の2世帯の同居や近隣居住の促進等により、家族が支え合い安心して暮らせる環境の整備に努めます。

⑤ 高齢者・子育て世帯リフォーム支援事業

高齢者や子育て世帯が安全で安心して暮らせる住まいのリフォームを支援します。

《良質な居住環境等の整備 -目標事業量一覧-》

施策項目	現状事業量	目標事業量 (H27~31年度)	関係機関等
市営住宅建替え戸数	なし	40戸	建築住宅課
若者定住促進住宅の整備戸数	2戸	10戸	観光まちづくり課



(外壁改修工事を行った団地風景)



(定住促進住宅風景)

施策の方針②

『安心して外出できる交通環境の整備』

◎交通安全対策の推進

◎道路環境の整備

【現状と課題】

市内における交通事故は、昭和47年（発生件数481件、死者数26名、負傷者数705名）にピークを迎えました。

その後は増減をくり返しつつも減少傾向にあり、平成24年は発生件数323件、死者2名、負傷者数426名まで減少しました。

本市の道路は直線が多いことから、車両がスピードを出しやすく、交通事故による被害が重大なものになりやすい傾向があります。

このような状況の中、市や警察、交通安全協会による保育園・幼稚園・小学校・中学校を対象とした子どもの交通安全教室の開催や広報活動により、交通安全意識の高揚を図っています。

本市は合併後の9年間で幸いにも児童・生徒の事故による死者は出ていませんが、負傷するケースは依然として多数発生しており、今後も、腹話術、視聴覚教材等を利用した講話や、模擬信号機、自転車シミュレーターなどを利用した体験型講習を交えた交通安全教室を開催するなど、分かりやすい指導に努めるとともに、子どもを交通事故から守るため、地域住民が一体となった交通安全対策の推進、体制づくりをする必要があります。

また、その他にも歩道や照明設備、カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設の整備や交通事情に応じた交通環境の整備が求められます。

次に、道路環境については、都市計画道路は歩行者等に配慮した道路整備を計画しており、必要性の高い路線から順次整備をしています。その整備率（27.3%：H25.3.31 現在）は大分県平均（62.4%：H25.3.31 現在）を大きく下回っている状況です。

また、生活に身近な道路である市道・農道については、日常生活等に大きく影響する道路であり、市民からの要望も多いことから重点的に取り組んではいますが、依然として改修の必要な路線が多く、継続的な整備が求められます。

過去5年間における交通事故発生状況（宇佐警察署調べ） ※年少者数：中学生以下

年度	交通事故(人身事故)						物損事故
	発生件数	年少者数	死者数	年少者数	負傷者数	年少者数	
平成21年	329	28	5	0	466	28	1,163
平成22年	311	31	3	0	456	31	1,148
平成23年	338	33	3	0	476	33	1,225
平成24年	323	29	2	0	426	29	1,330
平成25年	334	36	3	0	455	36	1,275

過去5年間における交通安全教育実施状況

年度	保育園・幼稚園	小学校	中学校	合計
平成21年	35	22	0	57
平成22年	34	22	0	56
平成23年	34	24	0	58
平成24年	34	24	0	58
平成25年	34	23	3	60

【地域（事業所）や家庭の取組】

- 保育所、幼稚園や認定こども園では、子どもたちに交通被害が及ばないよう交通安全教室を実施し指導しましょう。
- 子どもの登下校時の安全に気をかけ、地域で不審者などの見守りをしましょう。

【行政の取組】

◆交通安全対策の推進

① 交通安全意識の高揚

幼児交通安全クラブや女性ドライバー協議会、交通安全協会地区分会等の活動を支援することにより、地域に応じた交通安全活動を推進します。また、幼児・児童、高齢者などの交通弱者を中心に交通安全教育を行います。

② 交通環境の整備

照明設備やカーブミラー、ガードレール等の交通安全施設の整備に努めます。

◆道路環境の整備

道路整備をする際は、歩行者等の安全性の向上を図るため、「バリアフリー法」に基づいた道路整備を進めます。



(交通安全教室風景)

施策の方針③

『防犯体制の充実』

◎防犯に関する情報提供、街頭啓発、パトロールの強化、防犯灯の設置支援などによる防犯環境の整備や自主防犯組織の支援、関係機関・団体との連携強化等による防犯体制の充実

【現状と課題】

近年の社会情勢の変化により犯罪の形態は多様化するとともに、市民を不安に陥れる犯罪は後を絶ちません。また、子どもを狙った犯罪が多発しており、尊い命が失われるケースも少なくありません。

本市の取り組みとしましては、防犯協会や警察署など関係機関との連携や街頭啓発、防犯灯の設置や自主防犯組織の設立支援、青色パトロール車の運行や「こども連絡所」による緊急避難所を市内全域に設置し地域ぐるみの防犯活動に取り組みました。

今後は、防犯協会や警察署など関係機関との連携強化や自主防犯組織の支援等による防犯体制の充実、街頭啓発や情報提供等による防犯意識の高揚、防犯灯の設置支援や青色パトロール車の運行等による防犯環境の充実が求められます。

＜こども連絡所＞

市内の商店・ガソリンスタンドやいつも在宅の家庭などに依頼して、子どもが不審な人に声をかけられたり追いかけられたときに助けを求めて駆け込める避難所として登録してあるところです。

校 区 名	個所数
北 部 中 学 校 区	177
西 部 中 学 校 区	145
駅 川 中 学 校 区	137
宇 佐 中 学 校 区	169
長 洲 中 学 校 区	160
安 心 院 中 学 校 区	221
院 内 中 学 校 区	89

＜青少年健全育成協議会＞

各中学校区に設置されている青少年健全育成のための協議会です。地域の実情に即した安全点検や防犯活動、啓発活動などを行っています。

メンバーには、自治委員会、PTA、小中学校長、民生児童委員、社会教育委員、少年補導委員、保護司会、警察署、少年育成指導委員、地域婦人団体連合会、子ども会などの代表により組織されています。上部団体に、市民会議、県民会議などがあります。

団体名
北 部 中 学 校 区 青 少 年 健 全 育 成 協 議 会
西 部 中 学 校 区 青 少 年 健 全 育 成 協 議 会
駅 川 地 区 青 少 年 健 全 育 成 協 議 会
宇 佐 地 区 青 少 年 健 全 育 成 協 議 会
長 洲 地 区 青 少 年 健 全 育 成 協 議 会
安 心 院 中 学 校 区 青 少 年 健 全 育 成 協 議 会
院 内 町 児 童 生 徒 を 守 る 協 議 会
み ん な で 良 い 子 に 育 て る 会

【地域（事業所）や家庭の取組】

- 保育所、幼稚園や認定こども園では、子どもたちに犯罪被害が及ばないように防犯についての学習を行いましょう。
- 不審な人や車を発見したら学校や警察に通報しましょう。

【行政の取組】

◆防犯体制の充実

① 防犯環境の整備

- ・防犯灯の設置・更新を支援します。
- ・青色パトロール車による巡回を強化します。

② 防犯体制の充実

- ・各種関連団体の連携強化に努めます。

③ 防犯意識の高揚

- ・広報やホームページ等を活用した情報提供や各種関係機関と連携した街頭啓発を行うことにより、防犯意識の高揚に努めます。

《防犯体制の充実 ー目標事業量一覧ー》

施策項目	現状事業量	目標事業量 (H27～31 年度)	関係機関等
青少年健全育成協議会による街頭活動	年4回	年4回	社会教育課

施策の方針④

『被害に遭った子どもの立ち直り支援』

◎犯罪、いじめ、児童虐待による精神的ダメージの軽減と支援

【現状と課題】

いじめや児童虐待などは子どもの心身に多大な影響を及ぼし、早期に適切な対応をすることが重要です。

被害児童の精神的苦痛を軽減し、一日も早い立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言など、児童相談所や学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施することが必要です。

【地域（事業所）や家庭の取組】

■保育所、幼稚園や認定こども園では、被害に遭った子どもの精神的苦痛を和らげるため他機関との連携を図りながら園全体で支援しましょう。

【行政の取組】

◆宇佐市家庭児童相談室

家庭児童相談室では3名の家庭児童相談員を配し、子どもの生活習慣、学校生活における人間関係、登校拒否、家庭生活における虐待や家族関係などの相談業務を行っています。

しかし、年々児童虐待や家庭における相談は複雑化してきており、対応できる相談室の充実が課題となっています。

そこで、相談員の資質の向上を図るため様々な研修会に参加することや、「うさ児童館」内に設置する子育てサロンに週1回の出張相談窓口を開設することで一層利用しやすい相談体制の充実を図ります。

＜被害に遭った子どもの保護推進 ー目標事業量一覧ー＞

施策項目	現状事業量	目標事業量 (H27～31年度)	関係機関等
宇佐市家庭児童相談室	1か所	2か所 (出張相談窓口1か所含む)	子育て支援課

【基本目標5】

ー ワーク・ライフ・バランスの推進 ー

施策の方針①

『多様な働き方に対応した子育て支援の展開』

◎多様化するニーズに対応する保育環境の展開と情報発信

【現状と課題】

女性の社会参加等が進み、勤労者世帯のおおよそ半数が、共働き世帯になるなど人々の生き方が多様化しているなかで、仕事と子育ての両立を推進していくためには、子どもを安心して産み育てられる企業の雇用環境整備を進めていくことと併せ、保育所等の受入れ枠の確保、延長保育、休日保育等の保育環境の充実をはじめ、各種子育て支援についての情報発信についても早急に取り組む必要があります。

【地域（事業所）や家庭の取組】

■保育所、幼稚園や認定こども園では、保護者のニーズに対応できるよう、市と連携しながら支援を行いましょう。

【行政の取組】

◆ニーズに応じた保育環境等の提供

保護者からのニーズを汲み取りながら、延長保育、休日保育、一時預かり保育等を実施していきます。また、子育て支援サイトを開設し、子育てに関する行政・民間情報の一元化を図り、各種子育て支援についての情報発信を行っていきます。

《多様な働き方に対応した子育て支援の展開 ー目標事業量一覧ー》

施策項目	現状事業量	目標事業量 (H27～31年度)	関係機関等
各保育環境	『1. 地域における子育て支援』 (教育・保育環境の充実)に記載		子育て支援課
子育て支援サイトの充実	H26年度開設	情報の充実	

施策の方針②

『ワーク・ライフ・バランスの実現』

◎ワーク・ライフ・バランスについての情報発信と子育てしやすい職場への取組みの推進

【現状と課題】

経済のグローバル化や少子高齢化の進展、団塊世代の大量退職などが重なり働き手が不足しつつあることは、市内企業にとっても例外ではありません。そのような中で既存社員にはますます責任が重くのしかかり、長時間労働や職場最優先の意識に繋がってしまいます。そのため、育児や家庭に時間を取ろうとしても思いどおりにならず、また、今後団塊の世代が高齢期を迎え、介護が必要な人の割合も一気に増え、親の介護問題なども心配されます。

このため、仕事と子育てや介護などの両立を図り、仕事と生活のバランスの取れた誰もが働きやすい環境を整えより多くの成果を生み出すことはどの企業にも求められています。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、社会全体でワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の双方の調和）が実現した社会を希求していくことが必要です。

【地域（事業所）や家庭の取組】

- 各事業所では、仕事の内容などを工夫し子育てが両立しやすい職場環境づくりに努めましょう。
- 事業主は一般事業主行動計画を策定し、職場全体の理解が深まるよう配慮しながらワーク・ライフ・バランスを推進しましょう。

【行政の取組】

◆ワーク・ライフ・バランスが実現した社会の構築のための情報の発信

県やハローワークなどと連携を図り両立支援についての制度及び環境整備のための周知・啓発、情報提供などを行っていきます。また、公益社団法人 21 世紀職業財団などとも連携し、女性労働者の活躍支援や良好な雇用環境の整備などの情報を発信していきます。

◆子育て応援企業認証制度

仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を市が認証し、当該企業が社会的に評価される仕組みをつくることにより、企業の仕事と子育ての両立支援への自主的な取り組みを促進し、子育てを地域で支えるまちづくりを推進します。

《ワーク・ライフ・バランスの実現 -目標事業量一覧-》

施策項目	現状事業量	目標事業量 (H27~31年度)	関係機関等
啓発・情報提供のための企業訪問	なし	10社/年	商工振興課
一般事業主行動計画策定の啓発等情報発信	適宜	適宜 (ハローワークと連携)	
子育て応援企業認証制度	0件	10件	子育て支援課

【基本目標6】

一 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進 一

施策の方針①

『児童虐待防止対策の充実』

◎発生予防、早期発見、早期対応、保護・支援等の視点によりみんなで取り組む

【現状と課題】

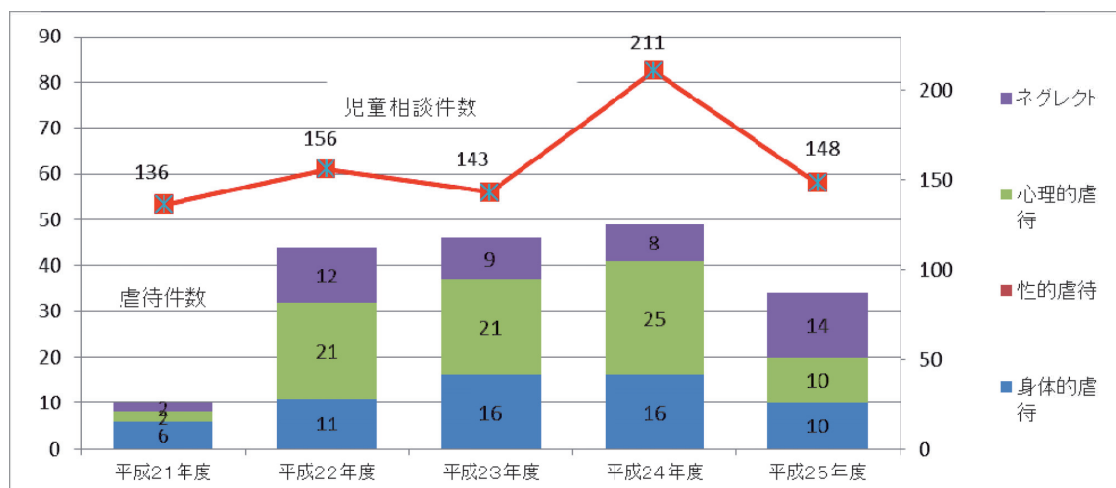
児童虐待は、子どもの人権を尊重し、子どもの健やかな成長を保障しようとする児童憲章、児童福祉法および「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の根幹に関わるものであり、その防止は社会全体で取り組むべき重要な課題です。

しかしながら、近年、核家族化の進行や地域でのかかわりの希薄化などにより子育て家庭の孤立化が進み、親の子育てに対する不安感や負担感が増大しています。また、全国的にも児童虐待相談件数も増加し、子どもが虐待により死亡する事件も多発しています。

虐待は、子どもの身体のみならず、心にも大きくそして深い傷を残し健やかな成長に深刻な影響を与えるとともに、虐待を受けた子どもが親になり自分もまた虐待を繰り返すという世代間での虐待の連鎖を引き起こすこともあり、将来の世代の育成にも影響を及ぼすことが考えられます。

本市でも、児童相談件数は平成24年度を除き、年間150件程度で推移しており、また、虐待相談件数もおおよそ40件前後となっています。この様に、児童虐待への対応が課題となっており、子育て支援を含めた全市的な施策の充実が求められています。

平成21年度～平成25年度 児童相談件数及び虐待件数の推移



【地域（事業所）や家庭の取組】

- 保育所、幼稚園、認定こども園や子育て支援拠点などでも、子どもの養育などの相談支援体制を充実させましょう。
- 地域ぐるみで子どもを見守りお互いに挨拶を交わしたり、積極的に声かけしたりしましょう。
- 虐待の疑いのある場合は、直ちに最寄りの機関（市、児童相談所、警察、民生委員・児童委員）に通報しましょう。

【行政の取組】

◆児童虐待防止対策の充実

① 地域での子育て支援の充実

核家族世帯の増加、都市化の進展により地域社会とのつながりが希薄となり、孤立感や負担感を持ちながら子育てをする家庭が増加しています。

このような家庭が育児不安に陥ることなく、安心して子育てを行うためには、行政による直接的・個別的な支援のみならず、地域で子育て家庭を温かく見守り、支援していくことが重要です。

子どもや子育てを支援するために地域の社会資源（場、人材等）を有効に活用し、地域での子育て支援活動をマネジメント・コーディネートするとともに、地域の子ども・子育て支援に関わる様々な機関・団体が連携し、地域の実情に即した支援策が展開できるよう、子ども・子育て支援のネットワークづくりを推進します。

そのために、「うさ児童館」内に子育てサロンを設置し、子育て支援活動がより充実するよう支援するとともに、行政、民間の子育て支援に関する情報を提供し、適切な支援につなげられるよう関係機関等との十分な連携を図ります。

② 虐待の発生予防策の推進

母子健康手帳の交付時や乳幼児健康診査事業等において、子育てに必要な情報提供を積極的に行うとともに、育児不安等様々な相談・支援ニーズを早期に把握し、継続した個別支援が実施できるよう相談支援体制の充実を図ります。

また、児童虐待防止について、市民の理解を促すとともに、社会全体で児童虐待の防止に取り組む市民の意識を高めるため、関係機関等と協働しながら啓発活動の充実に努めます。

③ 早期発見・早期対応の充実

妊婦健康診査実施機関との連携を強化し、行政による支援が必要な妊婦への適切なアプローチを行うとともに、乳児家庭全戸訪問事業を推進し乳幼児健康診査未受診者の状況を把握し、適切な対応を図ります。また、児童相談所との日常的な連携はもとより、病院や保育園、学校等との連携により早期発見・早期対応に努めます。

虐待通告については、児童相談所と市がそれぞれの役割と機能を生かし連携して対応するとともに、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関の円滑な連携・協力により要支援家庭に対する支援の定期的な進行管理と情報の共有を図ります。

④ 社会的養護の充実

家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に児童養護施設等で子どもを預かる子育て短期支援事業の充実を図ります。長期的に社会的養護を必要とする子どもについては、児童相談所と連携・協力して施設入所だけではなく、里親制度の啓発を図り里親支援の充実にも努めます。

施設入所ではなく、家庭における見守りが必要なケースについては、児童相談所と連携し、必要な助言・援助を行うなど支援の充実にも努めます。

《児童虐待防止対策の充実 -目標事業量一覧-》

施策項目	現状事業量	目標事業量 (H27～31 年度)	関係機関等
要保護児童対策地域協議会	代表者会議開催 年 1 回 実務者会議開催 月 1 回	代表者会議開催 年 1 回 実務者会議開催 月 1 回	子育て支援課
子育て短期支援事業	3 施設	3 施設	
里親支援	養育里親 2 世帯	養育里親 5 世帯	
乳児家庭全戸訪問事業	『1. 地域における子育て支援』 の保健事業に記載		
養育支援訪問事業	『1. 地域における子育て支援』 の保健事業に記載		

施策の方針②

『ひとり親家庭等の自立支援の推進』

◎サービス面、経済面、相談等による支援

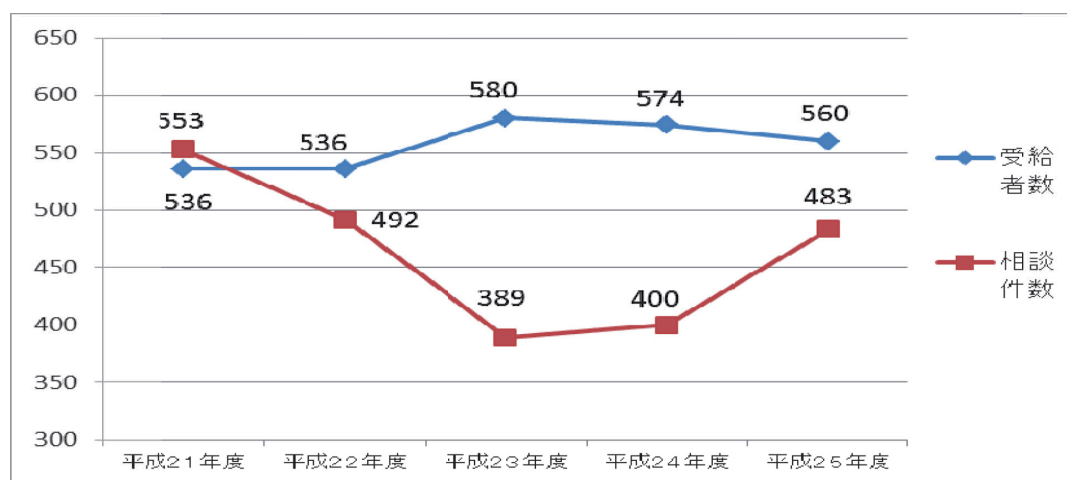
【現状と課題】

ひとり親家庭は、母親や父親がひとりで「生活の維持」「仕事と家事・育児の両立」など多くの問題を抱え込むことになり、非常に不安定な状態におかれがちです。特に、母子家庭では、母親が、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うことになった直後からその生活は大きく変化し、住居、収入、子どもの養育等の面でさまざまな困難に直面することになります。その多くは課題が複雑に重なり合っており、総合的に支援する必要があります。

その他、精神面で支えを必要としている場合や養育能力や生活能力が欠けている場合において、適切な援助を行うなど、生活について幅広く支援する仕組みや、個々の世帯が抱える問題に対し、相互に支えあう仕組みを活用することなどが求められており、きめ細かな施策を展開することが重要です。

母子家庭については、子育てをしながら母親が収入面、雇用条件面等でより良い職業に就き、経済的に自立できることが、母親本人にとっても子どもの成長にとっても重要なことであり、就労支援施策を推進する必要があります。父子家庭については、仕事と家事・育児の両立で困難に陥っている例が多く、様々な子育て支援制度の活用が必要です。

児童扶養手当受給者数及び相談件数推移



【地域（事業所）や家庭の取組】

■保育所、幼稚園、認定こども園や子育て支援拠点などでも、子どもの養育などの相談支援を公共機関と連携して取り組みましょう。

【行政の取組】

◆ひとり親家庭等の自立支援の推進

① 就労支援の充実

ひとり親家庭等の職業自立のため、就業相談から職業能力向上のための訓練、就業機会の創出等を実施するなど、一貫した就業支援サービスを提供する体制の整備を促進します。また、ひとり親家庭等が働きやすい職場環境の構築を推進していきます。

② 子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭等が、安心して子育てと仕事の両立ができるよう、多様な子育て支援制度の活用などを通して支援体制の整備を推進します。また、ひとり親家庭等の子育てを社会全体で支えていく仕組みのあり方を研究し、その実施に努めます。

③ 経済的支援の推進

ひとり親家庭等の経済面での支援を促進するために、母子・寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当制度等について積極的に情報提供を行い、適切な貸付・給付事務の実施に努めます。

④ 養育費確保の推進

ひとり親家庭等の子どもが養育費を取得する手続き等に関する相談体制・情報提供の充実等、養育費確保面での支援体制の整備を促進します。

⑤ 相談体制・情報提供の充実

ひとり親家庭等の抱える様々な悩みや課題にきめ細やかに対応できるよう、ひとり親の当事者の声を聞きつつ、総合的な相談体制の整備に努めます。また、ホームページやSNSを利用した相談の仕組みを構築するなどして、広報・情報提供の充実を図ると同時に、同じ境遇の人々が集い、つながり、互いに助け合える場の形成に努めます。

《ひとり親家庭等の自立支援の推進 ー目標事業量一覧ー》

施策項目	現状事業量	目標事業量 (H27～31年度)	関係機関等
母子自立支援プログラム策定支援事業	0件	5件	子育て支援課

施策の方針③

『障がい児施策の充実』

◎地域で自立して生活できるよう、各施策の連携と一貫した取り組みの推進

【現状と課題】

① 早期発見と早期療育

本市では、母子健康手帳交付時の聞きとり、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診、5歳児すこやか発達相談、各種教室や保健師等による訪問相談等により、発達に特徴のある子どもたちの早期発見に努めています。支援が必要な子どもについては、保育園・幼稚園・保健所・医療機関等の連携が重要であり、特に発達障がいについては、支援する関係者の知識の向上や観察力による早期の対応が求められます。

② 支援ファイル「あしあと」

障がいのある子どもたちの支援ツールとして、支援ファイル「あしあと」があります。これは、生まれてから大人になるまでの子どもたちの特性や支援情報を集めて管理できるものです。現状では、まだまだ市民、事業所、教育関係機関がうまく活用できていません。今後は、保護者と関係機関が連携して活用の活性化を図り、定着して使えるような環境を作っていく必要があります。

③ 療育

児童デイサービスやショートステイなどの福祉サービスを利用している方は、各サービス提供事業所による個別支援計画と、相談支援事業所による本人及び家族の意向に合わせた支援内容や課題を踏まえた総合的な支援計画であるサービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成します。サービス等利用計画に基づいて、保育園や学校等との連携を図り、個別支援会議を開催しています。

また、福祉サービスを利用していない子どもについても、相談支援事業所が個別に保護者からの相談を受けています。その他に、定期的に保護者の集いを開催し、子育ての悩みや情報の共有したり、つながりを作る支援をしています。

しかしながら、療育や訓練を行える専門的な医療機関が宇佐市内にはなく、遠方の医療機関に通っている子どもたちも多く、保護者の負担が大きいのが現状です。

④ 保育と就学前教育

平成23年度より、保育園・幼稚園への巡回支援専門員の訪問事業を行っています。この事業を通じ、子どもに関わる関係者の知識の向上や発達に特徴のある子どもや保護者の支援を行っています。

⑤ 学校教育

市立の小学校（19校）・中学校（7校）に特別支援学級があります。（平成26年度）特別支援学級では、障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その子の持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うことを目的として取り組まれています。

また、支援ファイル「あしあと」を通じ、行政と教育委員会（小・中学校）の連携が取れ始めていますが、今後、高等学校との連携が必要となっています。

⑥ 放課後や長期休暇などの支援

放課後児童クラブでは、障害者手帳等を持っている子どもが利用しているところもありますが、特別支援学校や宇佐支援学校に通っている子どもの多くは、児童デイサービスや日中一時支援事業を利用しています。

また、障がいのある子どもを対象に夏休み期間中、普段できない様々な体験やボランティアなどとのふれあいの場として、夏休み等日中一時支援事業「すきっぷ」の活動を行っています。土日の余暇活動としては、ピアサポート事業を相談支援事業所に委託をして、子ども達を対象に「絵手紙教室」を定期的を開催しています。

⑦ 卒業後の進路

障がいのある子どもが、職業訓練や就職を希望する場合は、子どもの特性や能力の合った適切な訓練等サービスや職場へつながなくてはなりません。そのため、学校と受け入れ先及び「就業・生活支援センター」などの関係機関との関係強化が必要です。いったん訓練の場や職場に就いたとしても、様々な理由で定着しない場合も少なくなく、卒業後もジョブコーチなどの専門職員が、個々の状況を把握しながら、企業側へのアドバイスを含めた調整を図っていく必要がありますが、十分ではありません。

また、重度の障がいのある人や重症心身障がい児の進路先が不足しています。日中活動を行う事業所についても、宇佐地域に集中しており、安心院・院内地域には少ないのが現状です。

身体障がい児及び知的障がい児の推移（手帳所持者数）

年 度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
身体障がい者	47 人	51 人	49 人	48 人	43 人
知的障がい者	91 人	90 人	81 人	79 人	74 人

【地域（事業所）や家庭の取組】

■保育所、幼稚園や認定こども園では、通園する園児に発達に特性のある児童がいる場合は、市と連携し早期発見、早期療育につなげましょう。

■障がい正しく理解し、温かく見守るとともに支援していきましょう。

【行政の取組】

◆障がい児施策の充実

① 早期発見と早期療育

- ・子育て支援課と連携して、乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問の徹底を図ります。
- ・発達に特徴がある場合、保護者が現状や必要な対応を十分に理解できるよう、専門機関への紹介を速やかに行います。
- ・早期療育に繋がるような、子育て支援マップを配布します。

② 支援ファイル「あしあと」

- ・「あしあと」ファイルをきっかけとして、保護者と事業所が、また事業所同士が適切な連携を図れるようなシステムを構築します。

③ 療育

- ・医師会等との連携を強化し、療育や医療を身近なところで受診できる地域づくりを目指します。

④ 保育と就学前教育

- ・巡回支援専門員整備事業を積極的に行い、宇佐市の発達障がい児に対する早期支援体制を確立します。

⑤ 学校教育

- ・学校生活で支援が必要な子どもさんには、支援員を配置します。
- ・支援ファイル「あしあと」の内容を、学校・福祉課・関係機関で共有し、統一した支援を行えるようにします。
- ・高等学校との連携・支援体制を構築します。

⑥ 放課後や長期休暇などの支援

- ・夏休み等日中一時支援事業「すきっぴ」の充実を図ります。

⑦ 卒業後の進路

- ・行政、就業・生活支援センター、ハローワーク、支援学校との連携を強化します。また、中途離職した場合など支援がとぎれないシステムを構築します。

《障がい児施策の充実 -目標事業量一覧-》

施策項目	現状事業量	目標事業量 (H27～31 年度)	関係機関等
『おひさまの会』	奇数月第 4 土曜日	奇数月第 4 土曜日	福祉課
気軽に相談できる窓口	相談支援事業所 6 か所 児童発達支援センター 1 か所	相談支援事業所 6 か所 児童発達支援センター 1 か所	